

諮問事項

名古屋港港湾計画の軽易な変更について

変更理由

- 1 官公庁船を係留するため、内港地区において、専用埠頭計画、水域施設計画及び外郭施設計画を変更する。
- 2 埠頭の利用形態の見直しのため、内港地区において、フェリー埠頭計画を変更する。
- 3 魅力ある港湾環境の創出を図るため、内港地区及び金城地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 4 廃棄物を埋立処分するとともに企業の土地需要に対応するため、内港地区及び西部地区において、廃棄物処理計画及び土地造成及び土地利用計画を変更する。
- 5 輸送機械を効率的に扱うため、西部地区において、公共埠頭計画及び水域施設計画を変更する。

1 公共埠頭計画

輸送機械を効率的に扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

西部地区

(弥富ふ頭)

水深11m 岸壁1バース 延長190m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 10ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設]

既定計画

水深11m 岸壁3バース 延長570m

埠頭用地 20ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち10ha既設)

水深12m 岸壁3バース 延長720m

(うち2バース既設) [既定計画]

水深11m 岸壁2バース 延長380m [新規計画]

埠頭用地 30ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既定計画

水深12m 岸壁3バース 延長720m

(うち2バース既設)

既設

埠頭用地 30ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 フェリー埠頭計画

埠頭の利用形態の変化のため、フェリー埠頭を次のとおり計画する。

[フェリー埠頭計画]

内港地区

(稲永ふ頭)

水深8.5m 岸壁2バース 延長520m [既定計画]

埠頭用地 10ha

(旅客施設用地2ha、荷捌施設用地及び保管施設用地8ha)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深8.5m 岸壁2バース 延長520m

埠頭用地 14ha (旅客施設用地2ha、

荷捌施設用地及び保管施設用地12ha)

3 専用埠頭計画

官公庁船を係留するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

内港地区

(大手ふ頭)

小型栈橋 1基 [新規計画]

4 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

泊地

内港地区

(大手ふ頭) 水深 4 m 面積 2 h a [新規計画]

西部地区

(弥富ふ頭) 水深 1 1 m 面積 2 7 h a [既定計画の変更計画]

水深 1 1 m 面積 7 h a [新規計画]

(既定計画
水深 1 1 m 面積 4 2 h a)

5 外郭施設計画

係留施設の計画に対応して、必要な静穏を確保するため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

防波堤

内港地区

(大手ふ頭) 延長50m [新規計画]

6 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

内港地区

(稲永ふ頭) 緑地 2 h a [既定計画の変更計画]

(既定計画
緑地 1 h a)

港と親しむプロムナードづくりの推進等による快適な水際空間を創出し、港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

金城地区

(金城ふ頭) 緑地 4 h a [新規計画]

7 廃棄物処理計画

廃棄物を埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

[廃棄物処理計画]

一般廃棄物、陸上残土、浚渫土砂等40万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

内港地区

(稲永ふ頭) 海面処分・活用用地 5ha [新規計画]

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地3ha、緑地2haとして土地利用を図る。

浚渫土砂70万 m^3 を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、廃棄物の処理について、次のとおり計画する。

西部地区

(弥富ふ頭) 海面処分・活用用地 10ha [新規計画]

なお、廃棄物は、土地造成の埋立用材として有効活用を図り、廃棄物処理の終了した用地については、港湾関連用地10haとして土地利用を図る。

8 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画及び土地造成計画を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	交流厚生地	工業用地	都市機能地	交通機能地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
内港地区	(80) 80	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(19) 43	(155) 155	(41) 52	(658) 708
金城地区	(122) 122	(91) 91	(51) 51	(74) 74		(28) 28		(5) 5	(370) 370
西部地区	(288) 288	(354) 354		(503) 503		(80) 101		(139) 139	(1,363) 1,384

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注 3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

(土地造成計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連地	交流厚生地	工業用地	都市機能地	交通機能地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
内港地区		(3) 3						(3) 12	(6) 15
西部地区	(3) 3	(10) 10		(22) 22					(35) 35

注 1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注 2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注 3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。